

「建築設計・監理」業務の
入札参加資格を登録されている皆様へ

平成 25 年 3 月
大阪府住宅まちづくり部
住宅経営室・公共建築室

平成 25 年度「建築設計・監理」業務における「大阪府住宅まちづくり部条件付一般競争入札（実績申告型）」の取組方針について

平成 25 年 4 月 1 日以降に公告する住宅まちづくり部住宅経営室・公共建築室発注の「建築設計・監理」業務において、企業及び配置予定技術者の技術力の実績を評価に盛り込んだ「実績申告型落札方式」を、条件付一般競争入札の一部の案件で試行実施いたしますので、以下のとおり取組方針を示します。
なお、詳細については、業務案件ごとに公告時に配布される実績申告書作成要領などを熟読願います。

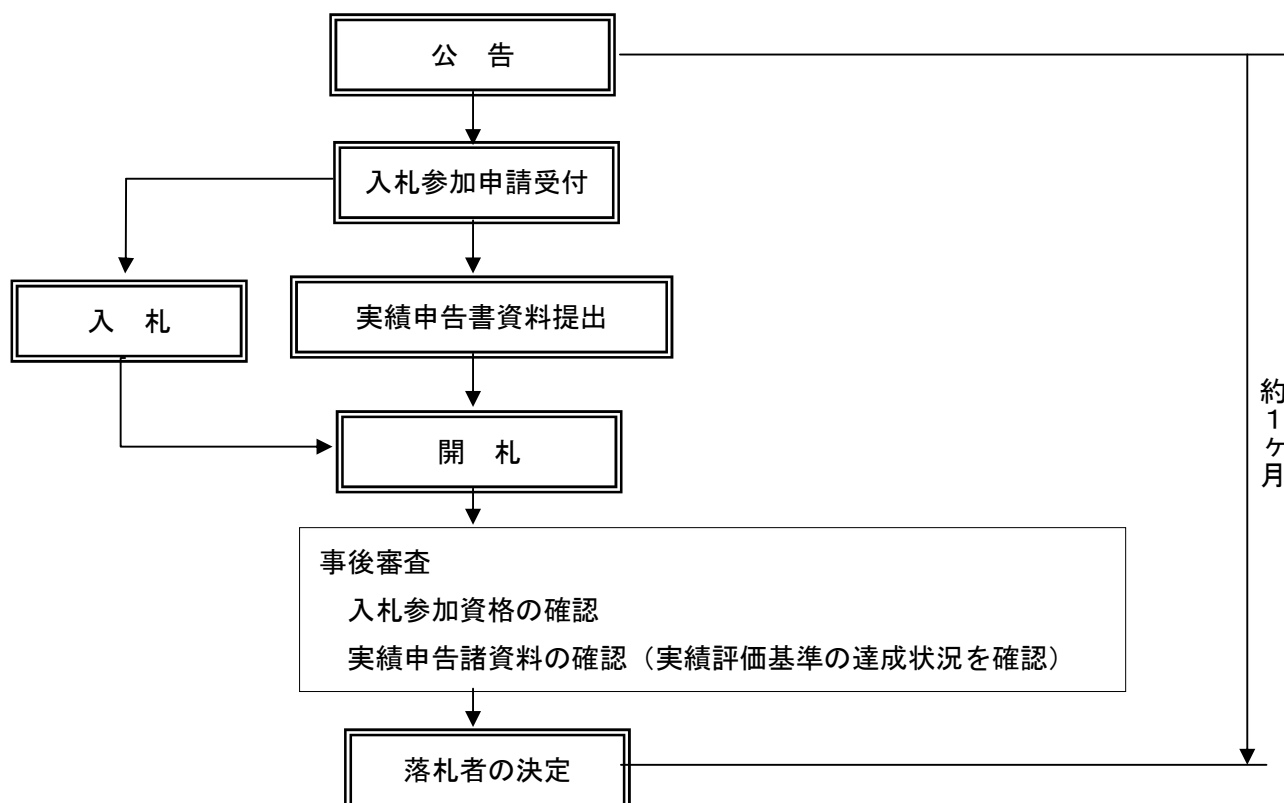
1. 実績申告型の概要

実績申告型とは、別に定める「実績評価基準」に基づき、入札参加者が作成する実績申告書により申告する評価点（申告点）の合計が、入札参加資格に定める「評価基準点」以上となる入札参加資格者から、価格競争で落札候補者を決定する方式です。

2. 対象業務

実績申告型の対象とする業務は、一定の技術力を必要とし、入札参加者に対して企業及び配置予定技術者の実績などを求める業務とします。

3. 実績申告型の手続きフロー



4. 実績申告型における審査

(1) 評価基準点

「評価基準点」は、当該業務の入札参加条件の一つとして大阪府で示す基準となる点であり、案件ごとに電子入札公告にて定めます。

なお、「実績評価基準」に定める項目において「評価基準点」以上の実績等がある者が、入札に参加できることとなります。

5. 実績申告型による落札者の決定

(1) 落札候補者となる者

入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者（実績申告書の提出のない者は除きます。）を落札候補者とします。

なお、落札候補者が2者以上あるときは、入札書提出時に入力した「くじ入力番号」に従い、電子くじにより順位を決定し、その順位に従い事後審査を行います。

(2) 落札者の決定

落札候補者となり、事後審査により有効な入札書を提出したと認められた者を落札者とします。

事後審査は、通常の事後審査と併せて落札候補者が作成した実績申告書の評価点等の入札参加資格の審査を行うものです。